鹿島建設における電子マニフェストの運用について

鹿島建設株式会社

安全環境部施工環境課
植木　純
UEKI Jun

■**企業プロフィール**

当社は創業以来、建設業界のリーディングカンパニーとして、「全社一体となって、科学的合理主義と人道主義に基づく創造的な進歩と発展を図り、社業の発展を通じて社会に貢献する。」という経営理念のもと、社会資本づくりの一翼を担ってきました。
過去から現在へ、さらに100年先の未来までも見据えて、当社は人々の安全・安心・快適な暮らしを支えるために、技術力を活かし、建設業を中心としたさまざまな事業を展開しています。

■**企業概要**

社　　名：鹿島建設株式会社
創　　業：天保11年(1840年)
本社所在地：東京都港区元赤坂1-3-1
従 業 員 数：7,925名(平成24年3月末現在)

①導入前の状況とその後の推移

建設廃棄物は、数量が膨大かつ品目が多岐に渡るため(図１)、全社のマニフェスト交付枚数は非常に多くなります。また当社の工事事務所等の拠点は、全国2,500ヶ所近くにのぼるため、従来の紙マニフェストでは、本社や支店等の管理部門が拠点の隅々まで管理を行うことは、非常に難しい状況でした。

そのような中、当社では電子マニフェストシステム（JWNET）の導入を決定し、平成15年に試験運用を開始しました。

しかし、電子マニフェストを利用するにつれ、JWNETのみの運用では当社にとっていくつかの不足が存在することがわかってきました。例えば、マニフェスト情報の作成・承認がパソコンからに限られているため、廃棄物の引渡しと同時にマニフェスト交付を行なうことができない点、組織階層の概念がないためチェックがスムーズに行かない点です。

そこで、平成19年にASPシステム（e-reverse）を追加で導入し、当社システムとJWNETの間に介在させたところ、マニフェスト情報の作成・承認が携帯端末からも可能になる等、上記の制約を解消することができました。

それ以降は順調に普及が進み、直近の普及率は84%となっています(図２)。

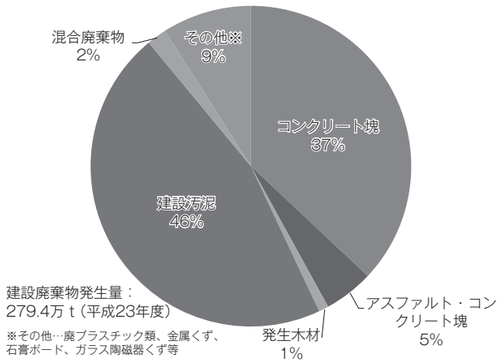


図１　当社における建設廃棄物の品目内訳

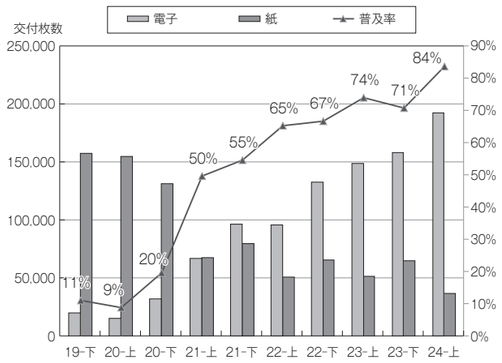


図２　電子マニフェストの普及率の推移(半期毎)

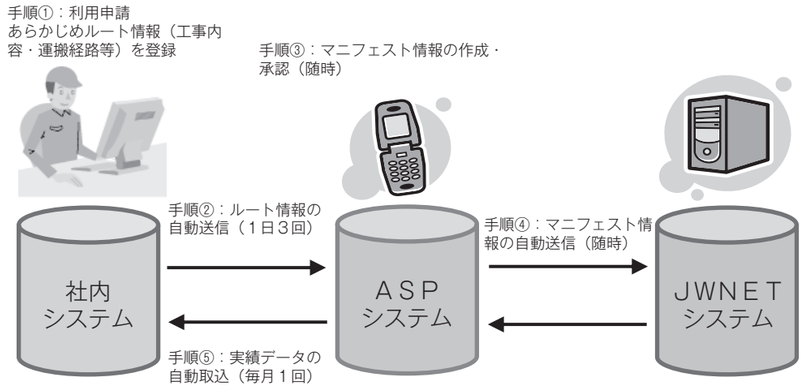


図３　社内システムとの連携

②当社の運用体制

（１）引渡し時の入力が原則

当社では廃棄物の引渡し時のマニフェスト交付を原則としています。なぜなら現場で目で見て確認した廃棄物を、その場でマニフェスト情報として作成・承認することにより、廃棄物情報の管理が確実となり、結果として不適正処理の防止につながるためです。

例外として、廃棄物が1品目あたり多量に発生する場合に限って、引渡し後にパソコンにまとめて一括登録することを認めています（例.シールド工事の建設汚泥、解体工事のがれき類）。何十件にも及ぶマニフェスト情報を携帯端末に一つ一つ登録していては非合理的であり、却って入力誤り・入力漏れを招きかねないためです。

（２）社内システムとの連携

当社では、建設副産物の情報の管理等を目的として、自社で「環境情報システム」を構築・運用しており、3つのシステム（社内システム、ASP、JWNET）の間で、マニフェスト情報等のやり取りを行なっています(図３)。

現場担当者が、あらかじめ社内システムに対しルート情報の登録申請を行なうと、ASPにその情報が自動送信され登録されます【手順①②】。その後、実際に廃棄物を排出するにあたって、廃棄物の数量等の詳細情報を携帯端末に入力すると、ASPを通してJWNETにマニフェスト情報が登録される仕組みです【手順③④】。

③電子化のメリット

電子マニフェストを導入したことにより、以下に示した効果を得られています。

①法令遵守
・記入漏れ・記入誤りの防止
・伝票紛失リスクがゼロ

②業務効率化
・記入の迅速化
・Ａ票～Ｅ票の照合や進捗確認の省力化
・実績集計の省力化
・(公共工事の場合）発注者に提出する伝票の写し作成時の手間・コストの削減

④今後の課題

（１）普及率アップ

当社では、特に北海道・東北地方において普及が依然として進んでいません。この原因として、これらの地方では電子マニフェストシステムへの未加入業者が多い点が挙げられます。建設廃棄物は品目・数量とも多岐に渡るため、委託する処理業者数は非常に多くなります。そのため他産業と比べて処理業者全体に電子化が浸透するまでに、ある程度の期間を要してしまうことは否めませんが、当社では今後とも積極的に加入を呼び掛けていく予定です。

（２）紙マニフェストに関する知識の不足

近年電子化が進んだ反面、従来の紙マニフェストに関する知識不足が、特に若手社員に散見されます。システムにより自動的に処理が進むため、マニフェストの記載内容やＡ票～Ｅ票までの伝票の流れ等の知識がなくても、業務に支障がないことが背景にあります。

しかし、例えば廃棄物の引渡しが急遽必要になり事前登録の時間が取れない場合や、未加入業者に処理委託を行なう場合などは、紙マニフェストを使用する必要があります。

電子マニフェストの普及を推進する一方で、社内研修や監査の場を通じて紙マニフェストの知識についても、継続的に教育していく必要があると考えています。